

# 令和 7 年 6 月文京区議会定例議会提案事項

## 1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容  
番号法第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。  
ア 認可外保育施設保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの  
イ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 施行期日 公布の日

## 2 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
ア 特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備  
(ア) 所得割の納税義務者と生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の者（当該納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 5 8 万円を超え 1 2 3 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する者について、特定親族特別控除を適用し、その者の前年の総所得金額等から最高 4 5 万円を控除する。（第 1 7 条）  
(イ) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者に係る区民税の申告義務に係る規定の整備（第 2 3 条）  
(ウ) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に係る規定の整備（第 2 4 条の 2 及び第 2 4 条の 3）  
イ 加熱式たばこの課税方式の見直し（付則第 7 条）  
加熱式たばこの課税標準は、次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。  
(ア) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する。  
(イ) (ア)以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する。ただし、当該加熱式たばこの 1 箱当たりの重量が 4 グラム未満である場合は、1 箱をもって紙巻たばこ 2 0 本に換算する。  
ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日等  
ア 施行期日  
令和 8 年 1 月 1 日。ただし、(2)イについては令和 8 年 4 月 1 日、(2)ウの一部については公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日  
イ 経過措置  
令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこの課税標準は、(2)イにかかわらず、以下の方法により算出する。  
・ 現行の換算本数<sup>\*</sup>× 0. 5 + 改正後の換算本数× 0. 5  
※ 次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計数

- (ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する。
- (イ) 加熱式たばこの小売定価を、紙巻たばこ 1 本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの 0.5 本に換算する。

### 3 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（新規制定）

- (1) 提案理由 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び建築の規模について定めるため、提案する。
- (2) 主な内容  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「省エネ法」という。）第 63 条第 1 項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める。  
ア 建築物の用途 省エネ法第 20 条第 2 号及び第 3 号に規定する建築物の用途以外のもの  
イ 建築の規模 建築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるもの
- (3) 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

### 4 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 湯島自転車駐車場の位置を変更し、一時利用制自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第 1）  
ア 湯島自転車駐車場の位置の変更  
東京都文京区湯島四丁目 6 番先 → 東京都文京区湯島三丁目 47 番先  
イ 湯島自転車駐車場における一時利用制自転車駐車場の新設
- (3) 施行期日 令和 7 年 11 月 1 日

### 5 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
ア 保育所における保育に係る費用を 0 円とする。（第 5 条）  
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和 7 年 9 月 1 日

## 6 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 特定教育・保育施設等との連携に係る規定の整備（第42条）
    - (ア) 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、保育内容支援連携協力者の適切な確保に係る要件を全て満たすと認めるときは、保育内容支援の実施に係る規定を適用しないこととすることができる。
    - (イ) 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、区長が、代替保育連携協力者を適切に確保したと認めるとき又は当該確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る規定を適用しないこととすることができる。
    - (ウ) 次のいずれかに該当するときは、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。
      - a 特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じているとき。
      - b aのときを除き、特定地域型保育事業者による卒園後の受入先としての連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

## 7 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 保育所等との連携に係る規定の整備（第6条）
    - (ア) 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、保育内容支援連携協力者の適切な確保に係る要件を全て満たすと認めるときは、保育内容支援の実施に係る規定を適用しないこととすることができる。
    - (イ) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、区長が、代替保育連携協力者を適切に確保したと認めるとき又は当該確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る規定を適用しないこととすることができる。
    - (ウ) 次のいずれかに該当するときは、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。
      - a 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じているとき。
      - b aのときを除き、特定地域型保育事業者による卒園後の受入先としての連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

## 8 文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第11条第2項）  
「第5条第1項から第3項までの規定により得られた額」 → 「第5条第1項に規定する額」
- (3) 施行期日 令和7年9月1日

## 9 文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
ア 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第11条第2項）  
「第5条第1項から第3項までの規定により得られた額」 → 「第5条第1項に規定する額」  
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年9月1日